

## 〈 当座預金 〉 商品概要説明書

平成24年7月4日現在

1.	商品名	当座預金
2.	販売対象	どなたでもご利用できます。(法人および個人) (ただし、当座預金の開設には当金庫の審査があります。)
3.	期間	期間の定めはありません。
4.	預入	
	預入方法	随時お預け入れいただけます。
	預入金額	1円以上
	預入単位	1円単位
5.	払戻方法	小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合にお支払いします。
6.	利息	
	適用金利	無利息
	利払方法	————
	計算方法	————
7.	税金	————
8.	手数料	————
9.	付加できる特約事項	————
10.	中途解約時の取扱い	————
11.	金利情報の入手方法	————
12.	苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9時～17時、電話：0224-24-3075）にお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
13.	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手形用紙、小切手用紙の発行については別途当金庫が定める手数料が必要です。</li> <li>・公共料金等の自動支払いができます。</li> <li>・この預金は、「当座勘定規定」によりお取扱いします。本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金で全額保護されます。</li> </ul>